

1 水道局

(第一部 テーマ1)水道事業会計及び工業用水道事業会計に関する財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1. 委託について</p> <p>(1) 乙金浄水場他5カ所草刈・樹木剪定委託（春実施分）</p> <p>2) 入札による契約手続きについて</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度は平成15年度と異なる業者が落札している。平成14年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目の業者が1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成15年度は2位以下の業者の入札価格が概ね5万円単位できれいに並んでいる。また、平成14年度の2回目の入札では1回目の入札と順位変動はなく、2位以下の8社がわずか3万円の幅の中に集中している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されるとは認めがたい。清掃及び警備業務以外の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>入札制度については、制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市長事務部局の取り扱いと同様とする。</p>
<p>(2) 乙金浄水場他6カ所草刈・樹木剪定委託（秋実施分）</p> <p>2) 入札による契約手続きについて</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成15年度は平成14年度と異なる業者が落札している。平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目の業者が1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成15年度は2位以下の業者の入札価格が概ね5万円もしくは10万円単位できれいに並んでいる。しかも、2回目は2位以下の5社がわずか4万円の幅の中に集中している。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>入札制度については、制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市長事務部局の取り扱いと同様とする。</p>

<p>以上の点から、当該入札について入札参加者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。<u>清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</u></p>	
<p>(4) 工業用水道金島浄水場スラッジ搬出委託 2) 入札による契約手続きについて ② 2位以下の7社がわずか10万円の幅の中に集中している。 以上の点から、予定価格の公表と広く入札参加者を募る等、入札の競争性を高める方法を検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】 入札制度については、制度改革に鋭意取り組んでいる。 指名業者の選定を行うにあたっては、競争入札有資格者名簿に登載されている者のうち、産業廃棄物収集運搬業の許可を有するもののうち、本業務が特殊であることから、本業務希望調査を行っており、希望者全てに対して指名している。</p>
<p>(5) 甘水取水場沈砂池外清掃委託 2) 入札による契約手続きについて ① 平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目の業者が1位不動である。 ② 2位以下業者の動向 2回目の入札では、1回目の入札と順位変動はなく、2位以下の9社がわずか20万円の幅の中に集中し、かつ、5万円単位で2社ずつ並んでいる。 以上の点から、当該入札について入札参加者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。<u>清掃業務は平成16年4月1日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</u></p>	<p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】 清掃業務については、平成16年4月1日からの予定価格の公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年4月1日から本格実施している。 なお、本委託業務の内容は、沈砂池清掃及びスラッジの搬出である。</p>
<p>(6) 多々良浄水場清掃業務委託 2) 入札による契約手続きについて ① 同一業者の連続受注・1位不動 平成14年度及び平成15年度の2回の入札とも(株)愛光ビルサービスが連続受注している。平成14年度及び平成15年度は、2回入札を行ったが、1回目と2回目の業者が1位不動である。 ② 1位以下業者の動向 平成14年度の2回目の入札では、2位以</p>	<p>【措置済 (H18. 5. 10 通知)】 清掃業務については、平成16年4月1日からの予定価格の公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年4月1日から本格実施している。</p>

<p>下 8 業者は、わずか 2 万円の幅の中に整然と並んでいる。また、2 回目の入札で 1 回目最低入札額以上の価格での入札を行っているため無効となっている。</p> <p>③ 入札 1 位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成 15 年度では、入札 1 回目の 1 位業者は、積算金額の 106.4% で入札していたが、2 回目には、落札率 98.9% と、ほぼ落札率 100% に近づけ、2 位以下の業者は 1 位業者に追随していない。入札 2 回目で、1 位業者のみがほぼ落札率 100% で落札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成 16 年 4 月 1 日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>3. 負担金について</p> <p>(1) 五ヶ山ダム連絡協議会の運営に対する負担金</p> <p>「五ヶ山ダム連絡協議会」の経費収支決算書によれば補助金の内容は水源地域整備促進対策費（ダム建設に伴う調査研修及び住民に対する広報）と記載されている。しかし、最終的な補助金の受け手である那珂川町及び東背振村の連絡協議会からの会計報告が入手されていないため、実際に何に使われたのか資金使途の把握ができない。那珂川町及び東背振村の連絡協議会からの会計報告を入手しておく必要がある。</p>	<p>【措置済（H18.5.10 通知）】</p> <p>那珂川町及び東背振村の連絡協議会からは、五ヶ山ダム連絡協議会へ水源地域整備促進対策費補助金交付要綱に基づく事業実績報告がなされ、監事による監査が行われており、本市へは五ヶ山ダム連絡協議会を通じて報告がなされている。現在は、本市も事業実績報告書を手に入れて確認し、補助金の適正執行に努めている。</p>
<p>5. 退職給与引当金について</p> <p>1) ① 「将来の経営状況等を考慮して繰り入れることが適当と認める場合は、…」（取扱要綱第 4 条第 2 項），「将来の経営状況を考慮して取り崩しを行わないことが適当と認める場合は、…」（取扱要綱第 5 条第 2 項）の</p>	<p>【措置済（H18.5.10 通知）】</p> <p>退職給与引当金については、取扱要綱の規定を改め、長期の人員計画に基づいた適正な計上基準を設定するとともに、引当金への繰り入れ、取崩しに関して恣意性が介入しないよう明確な基準の設定を行った。</p>

<p>ような規定の仕方では、引当金に繰り入れる額はどのような金額でもよいこととなる。これでは、退職給与引当金の計上基準としての拘束性に欠ける。経営状況を考慮してこのような処理を行った場合は、将来の経営状況及び適当と認められた理由を注記すべき旨の規定を設ける必要がある。</p>	
<p>② 「退職給与引当金に繰り入れる額は、当該年度退職手当予算額の執行残額の範囲内」と規定されている。これは、退職給与金予算額のうち実際に支払ったあとの残額を計上するとした基準であり、あるべき退職給与引当金繰入額を計上する基準とはなっていない。</p> <p>(中略)</p> <p>以上から、取扱要綱の規定の仕方については、退職手当予算額の執行残額とはせず、退職手当予算とは別個に、人員構成を勘案し長期の人員計画に基づいて各事業年度に負担させるべき退職給与引当金繰入額を計算し、これに基づき継続的に計上することを検討すべきである。その方が水道料金負担者の観点からは、透明性が高まるものと考えられる。</p>	<p>【措置済 (H18. 5. 10 通知)】</p> <p>退職給与引当金については、取扱要綱の規定を改め、長期の人員計画に基づいて見込んだ一定期間に発生する退職手当を、当該期間に平均して割り当てるよう基準を定め、継続的に計上することとした。</p>
<p>6. 貯蔵品について</p> <p>(2) 滞留品について</p> <p>監査の結果、滞留品が約 4 千万円発生している。</p> <p>(中略)</p> <p>滞留品が発生する原因は、配管工事に使用するために事前に配管等を購入したが、工事の進捗過程で工事内容の変更をせざるを得なくなったために発生するものが主である。水道局は、過去においてより慎重な発注を行うべきであった。</p>	<p>【措置済 (H18. 5. 10 通知)】</p> <p>平成 17 年 8 月に、工事実施課に対し、滞留品利用促進の依頼及び厳密な設計によるより慎重な発注をするよう指導した。また、平成 16 年度から材料の大半を支給制から請負制に変更したこともあり、滞留品は着実に減少している。</p>
<p>Ⅲ－ 7. 未利用土地について</p> <p>未利用となってから相当の年数が経過し</p>	<p>【その他 (平成 22 年 6 月 7 日通知)】</p> <p>普通財産のうち、有効活用が見込める土</p>

<p>ているため、早期の対応を行うことが必要である。</p>	<p>地については、一般競争入札等で売却又は所管換済みである。残った普通財産について、引き続き処分及び有効活用を検討していく考えではあるが、土地の形状が不整形等であり、利用価値が低いことから処分等は困難な状況である。</p>
<p>Ⅲ－８．建設仮勘定について (2) 室見川開発事業については、今後の水需要の動向と水資源開発の進捗を見ながら、需給計画上必要性が生じた場合には、事業化を再検討するとして、3億4,000万円が建設仮勘定に計上されているが、すでに5年以上経過しており、室見川開発事業の必要性を再検討し、必要がないと判断された場合には費用処理すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】 現行の水需給計画は、平成15年に策定したものであるが、その後の不安定な降雨状況による利水安全度の変化や今後の水需要の動向、水源開発の進捗を注視しながら、安定給水のための検討を引き続き行っており、需給計画上の必要性が生じた場合には、事業化の再検討を行いたいと考えている。 室見川開発事業は、市域内において今後水源開発する場合の唯一の候補地であり、現時点で事業化の有無を判断することは困難であるため、建設仮勘定として据え置いている。なお今後、事業の必要がないと判断された場合には、すみやかに費用処理するものである。</p>
<p>9. 水質検査に使用する毒物劇物の管理について (1) 水質試験所 2) 毒物劇物の棚卸状況 棚卸は在庫管理上重要な手続であり、規定化する必要がある。 (中略) 劇物については、「各保管場所の責任者は毎月末にノート(統括責任者がこのノートから劇物受払簿に3ヶ月に1回転記を行う)と在庫を確認し、確認した日付をノートに記入する」とあるが、棚卸は毎月実施されておらず、各保管場所の責任者が随時行っていた。月1回の棚卸は業務の遂行上負担となるので、実行可能な頻度、方法を現在検討しているとのことであるが、水道局として棚卸方法を検討することが望</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】 水質試験用毒物劇物の取り扱いについては、「水質試験所毒物劇物危害防止規程」に基づいて適切に行ってきたが、棚卸しについても、平成17年4月から水質試験所及び各浄水場とも3ヶ月に一度、2名体制で実施することとした。</p>

<p>ましい。</p>	
<p>(2) 浄水場（乙金浄水場，多々良浄水場） 棚卸は年度末及び随時に実施されているが，薬品を使用している者が単独で行っており，薬品の購入及び保管に直接関係のない職員を立ち合わせる等，複数人での実施が必要である。</p>	<p>【措置済（H18.5.10通知）】 平成17年4月から，棚卸については，2名体制で実施することとした。</p>
<p>(3) 規程の整備について 毒物劇物の取扱に関する規程が，水質試験所や各浄水場ごとに別個に定めているため，これを統一化することが望ましい。</p>	<p>【措置済（H18.5.10通知）】 毒物劇物の取扱に関する規定については，水質試験所の規定を基に，平成18年1月から統一化を行った。</p>
<p>Ⅲ-11. 有形固定資産の管理について (1) 水質試験所 1) 固定資産番号 740700-00470 生物顕微鏡について この顕微鏡は，耐用年数を経過した生物顕微鏡の買い替えとして購入したものである。買い替えによる場合は，旧顕微鏡は除却されて固定資産台帳からも削除されることとなる。しかし，除却したはずの顕微鏡は業務に使用されていた。旧顕微鏡であってもクリプトスポリジウム検出以外の使用には未だ十分耐えるので使用を継続しているとのことである。しかし，このような場合，業務を行う上で必要な顕微鏡は買い替えではなく新規の購入として申請すべきものである。</p>	<p>【措置済（H18.5.10通知）】 機能が異なる機器の購入については，予算要求の際に機能の違い等を説明し，新規購入で申請することとし，所属職員に対し口頭により周知を図った。</p>
<p>2) 固定資産番号 730138-05600 のガスクログラフィについて 現物実査をしたところ，当該資産はなかった。使用できなくなったため除却したとのことである。福岡市水道局会計規程第87条では，「各課長は，固定資産を除却しようとする場合は，次の事項を記載し，関係各課長を経て管理者の決裁を受けなければならない。」となっている</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】 除却手続きについては，福岡市水道局会計規定に則り平成17年度末に完了した。 また，所属職員に同規定に基づき有形固定資産の適正管理を行うよう研修を行い，周知徹底を図った。</p>

<p>が、除却を行うために必要な管理者の決裁は受けていない。会計規則に則った除却手続きを実施すべきである。</p>	
<p>(2) 多々良浄水場</p> <p>1) 多々良浄水場が管轄する土地について 固定資産台帳と土地（上水）所管課施設別集計表（いわゆる土地台帳）との照合を行ったところ、松崎浄水場の土地について照合できなかった。不一致がないよう整備すべきである。</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】</p> <p>松崎浄水場の土地については、調査、確認をおこない不一致がないように整備した。</p>
<p>2) 固定資産番号 810100-01340 の立木について 該当立木が存在しなかったため調査したところ、当該立木の所在は、多々良浄水場ではなく長谷ダムとして記載されるべきものであった。固定資産台帳に記載されている資産について留意する必要がある。</p>	<p>【措置済（H18.5.10通知）】</p> <p>固定資産台帳への登載時の入力誤りによるものであり、速やかに所在地の訂正を行った。</p>
<p>3) 固定資産番号 730132-04070 の実験台について 現物との照合が出来なかった。実験台は現場に存在していたが、固定資産台帳に同種資産が複数存在しているため、特定が不可能な状況にあった。</p>	<p>【措置済（H18.5.10通知）】</p> <p>それぞれの実験台に品名固定資産番号等を明記したシールの貼付を行った。</p>
<p>(3) 有形固定資産の管理について 水質試験所と多々良浄水場において固定資産台帳と現物との照合を行ったところ、照合出来なかったものが数点検出された。現物に購入年月日や識別No.等を記したシールやプレートの貼付を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済（H18.5.10通知）】</p> <p>全ての有形固定資産の現物に品名、固定資産番号、購入年月日等を明記したシールの貼付を行った。</p>

包括外部監査の結果に添えて提出する意見

意見	市の見解
<p>I 福岡市の水道事業の業務委託と(財)福岡市水道サービス公社のあり方に関する意見</p> <p>2. - (1) 従来の公共性重視の観点からだけで検</p>	<p>営業所業務については、平成21年度以降、段階的に民間委託を行う予定であり、現在、その準備を進めている。</p>

<p>針・収納等業務の大半を「公社」に委託する理由はない。現在福岡市では通水業務(収納業務の一部)や転居精算業務, 電話受付業務など一部業務については民間委託が行われており, その他の水道料金の検針・収納等業務にも民間委託の範囲を拡大するよう検討すべきである。</p>	
<p>「公社」営業部には料金調定業務(検針・水量認定), 停水の判断や停水実施業務等を行う市派遣職員(116名)の人数が多く, しかもその給与水準は同程度の民間企業の平均給与水準を大きく上回っている。職員人件費というコスト面からは, 業務内容を検討し, 必ずしも市派遣職員により実施される必要性がない業務は, 「公社」再雇用職員や民間からの採用増で対応し, 市派遣職員を削減する方向で検討すべきである。</p>	<p>これまでも, お客さまセンターの設置(民間委託)など, 営業所の市派遣職員の減員を図っている。</p> <p>また, 営業所業務については, 平成21年度以降, 段階的に民間委託を行う予定であり, 一層の市派遣職員の削減に努めていく。</p>
<p>2. - (2)</p> <p>透明性を高めるため, 市派遣職員及び再雇用職員(技術・ノウハウを有する市退職者及び民間採用職員)の適正な人員数及び人員割合を勘案した人員計画を策定し, コストダウンの目標を明示する必要がある。</p>	<p>市派遣職員及び再雇用職員については, 営業所業務の民間委託等を踏まえ, より適正な配置に努めていく。</p>
<p>将来的には再雇用制度などの有効な施策を水道局独自で採用できないか(例えば地方独立行政法人に移行する等)を検討すべきである。</p>	<p>安定的かつ効率的に水道事業を運営していくためには, 退職者の能力を活用していくことが重要であり, 派遣職員から再雇用職員への切替えに努めていく。</p> <p>また, 例示されている地方独立行政法人への移行であるが, 移行に伴う費用が生じるうえ, 長期借入金は設立団体である福岡市からのみ限定され, 自律的な資金調達ができない等のデメリットがあり, 現在のところその考えはない。</p> <p>なお, 地方独立行政法人は目標による業務管理や適正な業務実績の評価などをねらいとするものであるが, 本市水道事業では, 従来から4年ごとに財政収支計画を定め, 中長期的な目標に基づく計画的な経営を行っているところであり, また, 業績評価についても, 現行の地方公営企業の枠組みの中にあつて</p>

	も、その趣旨を踏まえた対応が十分可能であると考えている。
<p>Ⅱ 工業用水道事業に関する意見 (2)</p> <p>福岡市の工業用水道事業は昭和 41 年 4 月から給水を開始し、配水管をはじめとする各種設備も老朽化しており、今後、水道設備の大規模な取替更新を行う必要が出てくると思われる（配水管等の残存使用可能年数については現在調査中）。しかし、現在の給水対象が 30 事業所と限定されており、今後も増加することは難しい状況にあることから、少数の事業者が給水契約を解除しただけで収支が赤字に転落する可能性が高い。そのため、今後大規模な設備投資を実施した場合には投下資金が回収不能となるリスクが伴うものと考えられる。</p> <p>よって、福岡市水道局は工業用水道事業に係る現行設備の大規模更新の決定に当たっては、その前提として工業用水道事業の福岡市行政における位置付けを明確にした上で、将来需要の検討並びに給水契約の解約リスクまで考慮した収支予測を慎重に行う必要がある。</p>	<p>工事用水道施設の更新については、浄水場の施設診断と配水管の管体調査を平成 17 年 12 月より実施しており、その調査結果を踏まえ更新計画を検討することとしている。</p> <p>更新計画の策定にあたっては、将来の需要見込みを見極めつつ、時期や規模など慎重に検討する必要があると考えている。</p>

(第二部 テーマ 2)財団法人福岡市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>Ⅱ－1. 福岡市からの受託業務について (2)－2)</p> <p>特命随意契約理由について</p> <p>水道料金の調定・収納業務（平成 15 年度では 13 億 65 百万円のコストをかけている）については、東京都や川崎市のように業務の一部について民間委託を実施しているところもある。これまで、局の方針・指導を徹底させ公共性を確保するとの理由だけで当該業務を「公社」に委託してきた</p>	<p>【措置済（H20.10.31 通知）】</p> <p>営業所業務については、平成 21 年度以降、段階的に民間委託を行う予定であり、現在、その準備を進めている。</p>

<p>が、他都市の例が示すとおり民間でも行い うる業務となっている。福岡市水道局は、 平成15年度からお客さまセンターを開設 しその運営を民間委託するとともに、転居 に伴う精算業務を公社への委託から民間委 託へと切替えているが、さらに料金徴収に ついて入札制度を導入し民間業者への委託 を拡大するよう検討すべきである。</p>	
<p>Ⅱ－２．福岡市管工事協同組合との取引に ついて</p> <p>2) 特命随意契約理由について</p> <p>漏水が発生した給水管を緊急に修理 するため24時間体制をとり相当の人員 の確保が必要とするが、同組合員の輪 番制により効率的対応ができること や、諸手続の知識があることが挙げら れている。しかし、この理由だけでは、 他の企業でも対応できるのではないかと 考えられる。対象エリアを分割する など工夫して当該業務にも指名競争入 札を導入することを検討する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】</p> <p>指名競争入札の導入については、福岡市 水道サービス公社に対し助言を行った。な お、同公社においては、漏水発生給水管取替 単価契約請負工事において、緊急に修理を要 し24時間体制の確保を要する工事につい ては、個別の業者に体制の確保をさせるより、 同組合員の輪番制により体制を確保した方 が経済的であり、また、災害時の応援態勢等 同組合員による臨機応変な対応が可能である と判断されることから、これまでどおり同組 合に特命随意契約することとした。</p> <p>しかし、従来の工事契約のうち応急修繕後 の本格的修繕については、これまでは緊急修 繕の一連の工事として行った方が工事内容等 の引き継ぎが不要であり、所有者に対する対 応に一貫性が確保できる等効率的であること から同一契約内で行っていたが、より透明性 を確保するため、緊急を要し24時間体制を 取る必要がある応急修繕部分と応急修繕後 の本格的修繕部分とに分割し、平成17年度発 注分から応急修繕後の本格修繕部分につい ては入札により業者決定を行った。</p>
<p>(2)－3)</p> <p>発注者の理事に受注者側の代表者(理事 長)が就任していることについて</p> <p>発注者側の情報や状況を知りうる地位に 受注者側の代表者が就任すれば、利益が相 反する事項を知りうる場合もある。第3セ クター方式では民間からの役員の就任とい う形態もあるが、「公社」の現状では、「公</p>	<p>【その他 H21.8.3 通知】</p> <p>管工事組合の理事長は、民間活用の観点か ら公社の理事に就任している。また、これま で凍破や地震などの災害緊急時において、市 内全域に24時間体制で迅速な対応が可能な 管工事組合に協力を要請し、水道局や公社と の連携を図りながら漏水等の事故対応にあ ってきた。</p>

<p>社」は実質的には水道局と一体の組織であり、官と民の人とノウハウを持ち寄った合弁事業としての実体はないのであるから、透明性を高める方法を検討する必要がある。</p>	<p>これまで、管工事組合の理事長が公社の理事に就任していることによって、現実的に特段の問題が生じたことはないが、透明性を高める方法については、今後とも研究していく。</p>
<p>Ⅱ－３．委託業務の契約手続きについて</p> <p>(1) 漏水防止調査委託 No. 1</p> <p>2) 入札による契約手続きについて</p> <p>① 同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成13年度から平成15年度まで、たから設備工業(株)が連続受注している。</p> <p>平成15年度及び平成16年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>② 2位以下業者の動向</p> <p>平成15年度は、2回入札を行ったが、順位が1回目と2回目でほとんど同じである。1回目4位のE社が2回目は17位となったため、順位の変動が生じているが、E社を除いた17社の順位は変動していない。1回目から2回目への入札金額の値下げ率を比較すると、1位のたから設備工業(株)と4位のE社の2社が5%ダウンの95%、その他16社は7%ダウンの93%で入札している。たまたま同一の値下げ率となったというにはあまりにも同率ばかりである。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託業務の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しているが、より競争性が高まるよう、今後、入札方法の見直しについて水道局と協議しながら研究していく。</p> <p>なお、平成18年度発注案件から、より競争性・透明性を高めるため、以下の点について改善を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指名対象業者に対し技術者等の保有状況の調査を行い、受注能力があると認められた業者について指名を行った。 2. 受注実績に係る指名基準を緩和し、参入の門戸を広げた。 3. 関連工事(同一案件の分割発注)毎に行われていたが、受注機会の公平性を確保するため、水道局同様、同種工事の同一時期発注分を一括して指名することとした。 4. 指名業者当選定委員会は、起工発注担当課長を含めた公社の部・課長で構成されていたが、透明性を高めるため、構成員の見直しを行い、起工発注担当課の除外及び外部委員(水道局の部長級)の追加を行った。
<p>(2) 漏水防止調査委託 No. 2</p> <p>2) 入札による契約手続きについて</p> <p>① 同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成13年度から平成16年度まで、(株)トキワ設備が連続受注している。</p> <p>平成16年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しているが、より競争性が高まるよう、今後、入札方法の見直しについて水道局と協議しながら研究していく。</p> <p>なお、平成18年度発注案件から、より競争性・透明性を高めるため、以下の点について</p>

<p>平成14年度に入札業者を5社から17社へ大幅に増加させている。これは競争性をより高めることを意図したものと考えられるが、(株)トキワ設備が前年度と同額の105,200,000円で2年連続して落札している。当該業務の特殊性からこのような結果となったとも考えられるが、入札業者数の増加は、十分な効果を発揮していない。</p> <p>② 2位以下業者の動向</p> <p>平成16年度の1回目の入札では、各社10万円差で1位業者を先頭に整然と並んでいる。平成16年度1回目と2回目の入札金額の値下げ率をみると、1回目1位～3位の業者は1%、4位以下の13社は2%で入札し、結果として、1回目とほぼ同じ順番で並んでいる。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>改善を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指名対象業者に対し技術者等の保有状況の調査を行い、受注能力があると認められた業者について指名を行った。 2. 受注実績に係る指名基準を緩和し、参入の門戸を広げた。 3. 関連工事(同一案件の分割発注)毎に行われていたが、受注機会の公平性を確保するため、水道局同様、同種工事の同一時期発注分を一括して指名することとした。 4. 指名業者当選定委員会は、起工発注担当課長を含めた公社の部・課長で構成されていたが、透明性を高めるため、構成員の見直しを行い、起工発注担当課の除外及び外部委員(水道局の部長級)の追加を行った。
<p>(3) 漏水発生給水管取替工事監督業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度の2回の入札及び平成15年度とも(株)カンパルが連続受注している。</p> <p>平成14年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>2位以下業者の変動については、特に法則性はないが、各回の並びをみると、整然と近似した金額で並んでいる。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度は、入札1回目の1位業者は、予定価格を越えて入札していたが、2回目には、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>

<p>以上の点から、当該入札について入札参加者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	
<p>(4) 配水管停滞水解消洗管業務委託No 1</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度及び平成15年度の入札とも(株)トウテックが連続受注している。</p> <p>平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成15年度において、入札参加業者は平成14年度より半数を入れ替えているが、1位業者を含め、大半の業者が値上げして入札している。平成14年度よりも1位業者が値上げしているのに、2位以下の業者も若干高い金額ではほぼ同水準の金額で入札している。</p> <p>平成15年度の2回目の入札では、2位以下の8業者はわずか6万円の幅の中に、1万円単位で整然と並んでいる。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成15年度では、1位業者は入札1回目では予定価格を超過していたが、2回目では落札している。1位業者は、ほぼ落札率100%に近づけ、2位以下の業者は1位業者を逆転しない結果となっている。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>
<p>(5) 配水管停滞水解消洗管業務委託No 2</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制</p>

<p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度及び平成15年度の入札とも(株)牧園設備が連続受注している。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成15年度において、入札参加業者は平成14年度より半数を入れ替えているが、1位業者を含め、大半の業者が値上げして入札している。平成14年度よりも1位業者が値上げしているのに、2位以下の業者も若干高い金額でほぼ同水準の金額で入札している。</p> <p>平成15年度の入札では、2位以下の6業者はわずか13万円の差に整然と並んでいる。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成15年度では、1位業者は平成14年度に比較して予定価格は同水準にも関わらず、30万円も値上げし、ほぼ100%で落札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする</p>
<p>(6) 配水管洗管業務委託No1</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>1位業者は、ほぼ100%で落札している。2位以下業者の規則性は特にない。</p> <p>(中略)</p> <p>落札率の高さからは競争性が十便確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>
<p>(7) 配水管洗管業務委託No2</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p>

<p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動 平成14年度及び平成15年度とも(株)博東設備工業が連続受注している。 平成14年度及び平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向 平成14年度は、2回入札を行ったが、1回目と2回目で順位がほぼ同一となっている。2回目は1位業者のみが大幅に値下げし、2位以下の17業者はわずか38万円の幅の中で整然と並んでいる。 平成15年度については2回入札しているが、1回目と2回目で順位がほぼ同一となっている。2位以下の12業者はわずか20万円の幅の中で整然と並ぶ結果となっている。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札 平成14年度及び平成15年度とも、入札1回目の1位業者は、予定価格を越えて入札していたが、2回目には、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託業務の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>
<p>(8) 配水管洗管業務委託No.3</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動 平成14年度と平成15年度では、落札者は交替しており、連続受注とはなっていない。 平成14年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>

<p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成14年度は2回入札を行ったが、2回目は1位業者が大幅に値下げし、2位業者も若干下げているが、3位以下の16業者はわずか38万円の幅の中で整然と並んでいる。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度について、入札1回目の1位業者は、予定価格を越えて入札していたが、2回目には、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>以上の点から、平成14年度の2回目の入札は予定価格が公表されていないため、2位以下の業者は予定価格と乖離した入札額となっており、入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	
<p>(9) 空気弁保守点検業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度と平成15年度では、落札者は交替しており、連続受注とはなっていない。</p> <p>平成14年度及び平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成14年度第2回目の入札では1位業者は、予定価格に近づけて小幅な値下げをし、2位以下業者は、大幅な値下げをしているところもあるが、結果としてわずか50,000円の幅の中に1万円単位で整然と並んでいる。1回目は10万円単位のばらつきが2回目は1万円単位で並ぶ結果となっている。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>

<p>平成15年度は2回入札を行ったが、入札参加業者7社が1回目はわずか11万円の幅の中に整然と並んでいる。2回目は、2位以下の6業者は一律3%の値下げをしている。順位も全く同じであり、2位以下の6業者は、わずか9万円の幅の中で整然と並んでいる。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度及び平成15年度とも、入札1回目の1位業者は、予定価格を越えて入札していたが、2回目には、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	
<p>3. 委託業務の契約手続について</p> <p>(10)大口径仕切弁減速機分解点検及び緊急遮断弁点検委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成13年度から平成15年度の入札とも同一業者が連続受注している。</p> <p>平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>入札の順位は各年度同じである。この3社の選定については、「15水サ公東保第194号 委託業者の選定について」に以下の記載がある。</p> <p>「業務の実施にあたっては当該施設の構造を熟知しており、施工実績も豊富である上記メーカーが最も効率的であると考えられ、また、水道局へ大口径仕切弁及び緊急遮断弁を納品し、水道局指定の委託登録業者である上記業者を選定し随意契約を依頼</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>

<p>するもの。」</p> <p>当該入札は実質的に入札参加業者が3社に限定されるため、指名競争入札が有効に機能している状況にはない。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成15年度は、入札1回目の1位業者は、予定価格を越えて入札していたが、2回目には、1位業者のみが大幅に値下げ入札し、ほぼ落札率100%に近づけて落札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	
<p>(11) 電気防食保守点検業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度と平成15年度とでは落札者は交替しており、連続受注とはなっていない。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成14年度と平成15年度とでは順位が入れ替わっているが、1位と2位の差は、2年連続で10万円である。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>1位業者は、平成14年度及び平成15年度とも100%に近い落札率である。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする</p>
<p>(12) 配水場等除草及び植栽等管理委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制</p>

<p>①同一業者の連続受注・1位不動 平成14年度と平成15年度では、落札者は交替しており、連続受注とはなっていない。 平成14年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>②2位以下業者の動向 平成14年度2回目の入札は1位業者が大幅に値下げしているが、2位以下の6業者は、わずか150,000円の幅の中に5万円単位で整然と並んでいる。 平成15年度は、2位以下の6業者が、わずか350,000円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札 1位業者は、平成14年度及び平成15年度とも100%に近い落札率である。 平成14年度は、入札1回目の1位業者は予定価格を越えて入札していたが、2回目には1位業者のみが大幅に値下げ入札し、ほぼ落札率100%に近づけて落札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革に鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>
<p>(13) 東営業所庁舎外清掃業務委託 1) 積算方法について 作業面積×労務単価×作業日数で計算している。日常清掃は、営業所営業日の3時～5時半の2時間半、一名で実施している。その他、月次のワックス掛けを6時間半実施しており、月平均60時間程度の勤務と思われる。 そもそも、上記積算は業者への組織的清掃の委託を前提としているが、実際には、</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】 清掃業務委託については、公社でパート職員を雇用して実施した場合と業者に委託した場合を比較・検討した。 当公社で直接行う場合には、職員にかかる人件費の他に定期清掃等で使用する大型機器、日々使用する消耗品等の購入が必要となるが、業者においては機器の汎用性、大量購入によるスケールメリット等の経費削減効果があるが、公社が独自で行う場合においては、</p>

<p>日常清掃は1名の従業員が2時間半程度の業務を行っているのみである。「公社」でパートを雇って作業させた方がコストを削減できる可能性がある。一方、以下のように業者に委託することによるメリットもある。長期雇用について検討する必要がないこと(局で臨時職員を雇う場合2ヶ月まで)、月1回の定期清掃で大型器具等が必要な場合、業者であれば「公社」で購入しなくとも自前で準備できる、といった点である。これらを総合して勘案した上で費用対効果を検討し、委託と雇用のいずれが合理的かを判断すべきである。</p>	<p>その部分の非効率性が非常に大きくなる。</p> <p>加えて、職員の業務教育・訓練及び業務の精度確保等を当公社において直接行うことは困難であるため外注する必要があり、それらの経費、並びに職員の採用・労務管理等の業務が発生する。</p> <p>よって、現時点においては、現行どおりの委託が適切であると考えます。</p>
<p>上記の問題と別に本委託案件の積算方法には以下のような問題点があると考えられる。</p> <p>仮に月60時間作業すると仮定すると、1時間当たり作業単価は、$\text{税抜委託金額} 2,100,000 \text{円} \div (60 \text{時間} \times 12 \text{ヶ月} = 720 \text{時間}) = \text{約} 2,916 \text{円}$となる。業務内容から、従業員人件費が時給800円程度と考えれば、$2,916 \text{円} - 800 \text{円} = 2,116 \text{円}$が業者の粗利益となる。</p> <p>業者には、従業員に対して直接支払う人件費以外にも間接経費が必要であるが、上記の仮定計算から考えると、積算方法が実態と乖離している可能性がある。積算金額及び積算方法について、経済性の観点から再検討を行うべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>清掃業務委託に関する設計・積算については、市の積算単価及び積算方法により行っており、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>
<p>2) 入札による契約手続について</p> <p>① 同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度及び平成15年度とも(株)ファビルスが連続受注している。</p> <p>平成14年度及び平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>② 2位以下業者の動向</p> <p>平成14年度は2回入札を行ったが、2回目は、2位以下の4業者は、わずか</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】</p> <p>福岡市水道サービス公社に対し、予定価格の公表の効果の検討について助言を行った。なお、同公社においては、清掃業者について平成16年度発注分より予定価格の事前公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年度発注分から本格実施している。</p>

<p>10,000円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>平成15年度は2回入札を行ったが、2回目は、2位以下の5業者は、わずか60,000円の幅の中で整然と並んでいる。平成14年度と平成15年度とでは、入札参加業者を入れ替えているが、傾向に変化はない。</p> <p>③ 入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の109.1%で入札していたが、2回目には、落札率99.0%と、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>平成15年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の106.0%で入札していたが、2回目には、落札率96.8%と、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成16年4月1日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>(14) 南営業所庁舎清掃業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>① 同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>② 2位以下業者の動向</p> <p>2回目の入札は、2位以下の5業者は、わずか1万円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>③ 入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>入札1回目の1位業者は、積算金額の119.3%で入札していたが、2回目には、1位業者のみが大幅に値下げして入札し、落札率97.7%と、ほぼ落札率100%に近づけて落札している。</p>	<p>【措置済 (H18.5.10通知)】</p> <p>福岡市水道サービス公社に対し、予定価格の公表の効果の検討について助言を行った。なお、同公社においては、清掃業者について平成16年度発注分より予定価格の事前公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年度発注分から本格実施している。</p>

<p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成16年4月1日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>(15) 西営業所庁舎外清掃業務委託</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>① 同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度及び平成15年度とも(株)福昭ビルサービスが連続受注している。</p> <p>平成14年度及び平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>② 2位以下業者の動向</p> <p>平成14年度2回目の入札は、2位以下の4業者は、わずか30,000円の幅の中に整然と並んでいる。</p> <p>平成15年度2回目の入札は、2位以下の5業者は、わずか6,000円の非常に狭い幅の中で整然と並んでいる。平成14年度と平成15年度とでは、入札参加業者を入れ替えているが、傾向に変化はない。</p> <p>③ 入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の113.9%で入札していたが、2回目には、落札率99.2%と、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>平成15年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の102.7%で入札していたが、2回目には、落札率99.3%と、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】</p> <p>福岡市水道サービス公社に対し、予定価格公表の効果の検証について助言を行った。なお、同公社においては、清掃業務について、平成16年度発注分より予定価格の事前公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年度発注分から本格実施している。</p>

<p>分確保されているとは認め難い。清掃業務は平成16年4月1日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>(16) 福岡市水道緊急拠点施設兼水道技術研修所清掃委託</p> <p>① 同一業者の連続受注・1位不動 平成14年度及び平成15年度とも(株)大興社が連続受注している。平成14年度及び平成15年度は2回入札を行ったが、1回目と2回目で1位不動である。</p> <p>② 2位以下業者の動向 平成14年度2回目の入札は、2位以下の6業者は、わずか40,000円の幅の中に整然と並んでいる。 平成15年度2回目の入札は、2位以下の6業者は、わずか29,000円の幅の中で整然と並んでいる。平成14年度と平成15年度とでは、入札参加業者を入れ替えているが、傾向に変化はない。</p> <p>③ 入札1位業者の予定価格ピンポイント落札 平成14年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の115.5%で入札していたが、2回目には、1位業者のみが大幅に値下げ入札して落札し、落札率99.3%と、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。 平成15年度は、入札1回目の1位業者は、積算金額の114.8%で入札していたが、2回目には、1位業者のみが大幅に値下げ入札して落札し、落札率99.2%と、ほぼ落札率100%に近づけて入札している。 以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】</p> <p>福岡市水道サービス公社に対し、予定価格公表の効果の検証について助言を行った。なお、同公社においては、清掃業務について、平成16年度発注分より予定価格の事前公表試行により、ダンピングの防止等の効果が確認できたことから、平成17年度発注分から本格実施している。</p>

<p>掃業務は平成16年4月1日から予定価格の公表が試行されている。その効果を注意深く検証する必要がある。</p>	
<p>(17)連絡バッグ等巡回配送業務委託</p> <p>1) 積算方法について</p> <p>積算金額は運搬費(作業日数×労務単価)＋諸経費(運搬費×10%)で算定されている。</p> <p>本件業務は、1日約3時間半の業務であるが、公社の積算金額は作業時間ではなく、作業日数×労務単価を基準に算定されているため、業者が入札する実勢価格との間に大幅な乖離が生じ、落札率が低くなっている。過去の実績を踏まえて積算方法の見直しを検討すべきである。</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】</p> <p>福岡市水道サービス公社に対し、積算方法の見直しについて指導した。なお、同公社においては、平成16年度より労務費の見直しを行い、また、平成17年度より積算方法についても見直しを行い、労務費については1日3.5時間の労働時間として算定した。</p>
<p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動</p> <p>平成14年度と平成15年度では落札者が交替しており、連続受注とはなっていない。</p> <p>②2位以下業者の動向</p> <p>平成15年度について、1位から3位までが186万円前後で2万円程度の幅の中で並んでいる。また、最下位業者は入札価格が前年比179%となっており、実質的に競争に参加していない。</p> <p>③入札1位業者の予定価格ピンポイント落札</p> <p>平成14年度及び平成15年度はともに非常に低い落札率で推移している。競争原理による落札率の低さではなく、積算方法が実態に合っていないことが原因と考えられる。</p> <p>以上の点から、当該業務は多くの業者において実施可能と考えられるため、当該入札について予定価格を公表し、広く入札参加業者を集め、より競争性が働くよう入札実施方法を検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>平成17年度よりこれまでの「運搬扱い」から「信書便扱い」に取り扱いを変更し、受注業者は「信書便事業」の許可を受けていることが必要となった。</p> <p>入札制度については、市及び水道局の動向を見ながら制度改革について鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>

<p>3. 委託業務の契約手続について (18)通水委託N o 3</p> <p>2) 入札による契約手続について</p> <p>①同一業者の連続受注・1位不動 平成13年度から平成15年度まで、引津管工(株)が連続受注している。</p> <p>②2位以下業者の動向 平成15年度に、入札業者を前年度の16社から24社へ増加させている。これは競争性をより高めることを意図したものと考えられる。しかし、平成14年度と比較して、予定価格は下落しているにもかかわらず、前年度入札参加業者のうち1位業者を除く全ての業者が前年度よりも高い金額で入札している。また新規の入札参加業者のすべてが前年度落札価額よりも高い金額で入札しており、結果として競争性を高めることには至っていない。</p> <p>以上の点から、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。清掃及び警備業務以外の委託契約の入札においても予定価格の事前公表を行う等、入札実施方法について見直しを検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>適正な入札の結果と認識しており、入札制度については市及び水道局の動向を見ながら制度改革について鋭意取り組んでいる。</p> <p>しかし、清掃及び警備業務以外の委託契約の入札における予定価格の事前公表については、市及び水道局の取り扱いと同様とする。</p>
<p>II-4. 水道料金調定・収納業務について (3)-5) 未納額及び不納欠損処分</p> <p>平成15年度の不納欠損処分件数 2,854 件のうち無断転居が 2,812 件、倒産が 34 件、その他が 8 件となっている。無断転居による不納欠損の場合が多い。不納欠損件数や不納欠損処分額は増加傾向にあるため、無断転居に対する対策を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済(H20.6.30 通知)】</p> <p>不納欠損処分額の減少及び無断退居調査業務の軽減による営業業務の効率化を図るため、営業所において徴収困難と判断した債権について、文書又は電話による入金案内業務を債権回収会社(サービサー)に平成19年10月から委託している。</p>

<p>4. 水道料金調定・収納徴収業務について</p> <p>(3) 実施した監査手続及び監査結果</p> <p>5) 不納欠損処分</p> <p>福岡市水道給水条例第39条第1号では「料金を指定の期日までに納付しないときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる」旨を規定している。これに基づき水道事業管理者は、原則的には水道料金滞納者に対し、給水停止措置をもって対応している。しかし、特例措置として計画的に支払いを行うことができる場合には、誓約書を提出させ、給水を継続している。</p> <p>その結果、上表のように水道料金の滞納の事実がありながら給水を継続し、最終的には回収不能となる場合も少なくない。実際に未納額が400万円を超過しているものも2件あり、1件あたりの金額としては大きなものとなっている。</p> <p>特例措置として誓約書に基づく給水を行う場合、未納額に一定の上限額を設けることを検討すべきである。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>分納誓約による給水継続については、地方自治法施行令第171条の6第1項の規定に基づき、債務者が料金を全額一括で支払うことが困難であり、かつ、履行期限を延長することが徴収上有利であるなどの場合に限り認められている。</p> <p>この取り扱いについて、未納額に上限を設けた場合、上限額以上の債務者が支払意思があるにも関わらず、給水停止により営業を停止させ料金が全く支払えなくなるといった徴収上不利なケースが多いため、未納額に一定の上限額を設けることは適切ではないと考える。</p>
<p>6) 給水停止</p> <p>給水停止には1件当たり人件費約1,800円がかかる。また、料金納付後停水解除する場合には、通水作業代が1件当たり2,200円かかる。現在、このコストについては、給水停止者に対し請求されていない。名古屋市においては、条例において停水解除にあたり、給水契約の違約金として1,000円を徴収することとしている。停水執行・解除にかかるコストを勘案すれば、停水執行に至る前段階での料金収納をより確実にする方策を検討すべきである。</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】</p> <p>福岡市水道サービス公社に対し、給水停止執行等について、助言を行った。なお、同公社においては、停水執行・解除にかかるコスト削減を図るため、平成16年度から停水予告期限を経過した場合に一律に給水を停止するのではなく、給水停止の履歴がないなど、収納が見込まれる者については、訪問督促により支払いを促し料金の回収を図ることとした。</p>

2 総務企画局

(第三部 テーマ3)総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1. 情報化委員会の計画審査及び運用後審査について</p> <p>運用後審査は、平成14年度以降は実施されていなかった。このことは、福岡市における電子計算機その他の情報機器を活用した事務事業の適性かつ効率的、効果的な導入に資することを目的に設置された情報化委員会の機能を半減させるものであり、早急に実施すべきである。</p>	<p>【措置済 (H18.5.10 通知)】</p> <p>運用後審査における有効な審議の実現など、情報化委員会の機能の向上及び活性化を図るため、本委員会及び検討会の構成を見直し、公平・客観的な立場で専門的・技術的観点からの助言、支援を行える職員以外の者を委員に任命した。</p> <p>また、平成17年度の運用後審査については、原課において運用後の評価書策定を行っており、策定後に情報化委員会検討会及び委員会を開催し審査を行うこととしている。</p>
<p>II-3. ホストコンピュータの運用管理について</p> <p>(2) - 1)</p> <p>① 電子計算機オペレーション業務委託 c. 特命随意契約理由について</p> <p>電子計算機オペレーション業務委託を特命随意契約とした理由は、「当該業務は情報システム課に設置しているホストコンピュータ等の機器及び同一オペレーティングシステムを使用する技術を有し、本市の電子計算機を運用する上での諸制約等を熟知した業者以外では履行が困難であるため」である。</p> <p>しかし、委託仕様書によれば、当該業務委託は、(1) 自動運転処理の稼働結果確認、(2) バッチ処理のオペレーション、(3) オンラインシステムの稼働状況監視、(4) 出力帳票の印刷、(5) ホストコンピュータ及びプリンタ等の周辺機器、空調機、CVCFの障害監視、(6) プリンタ等の消耗品交換及び管理、(7) その他オペレーション関連業務となっている。</p> <p>これらの業務は、富士通(株)の電子計算機のオペレーション業務を行う会社であれば実施可能であると考えられる。従って</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>本市業務の心臓部である電子計算機のオペレーション業務は、当該業者に28年に渡り蓄積されたノウハウと熟練したオペレータにより円滑かつ迅速に運用されており、現状の運用形態のまま業者が変わることは、円滑な電算処理に支障が生じ困難であると判断した。</p> <p>平成18年度はオペレーションマニュアルを作成しオペレーション業務を可視化するなど、特命随意契約見直しに向けた検討を行ったが、定期的な業者変更に対応するためには、オペレーション業務の自動化や運用システムの再構築が不可欠であるとの結論に達した。オペレーション業務の自動化や運用システムの再構築には相当な経費及び業務量が見込まれ、また、相応の費用対効果が期待できないため、当面は実施困難であり将来的な課題とする。</p>

<p>本委託を特命随意契約とすることを再検討する必要がある。</p>	
<p>② ソフトウェアサポート（電子計算機の運用等）業務委託 b. 積算方法について 作業項目を検討するとウィンドウズ、一太郎、ロータス 1-2-3 等の O A シフトの障害対応等、比較的容易な障害対応までシステムエンジニアの作業項目として積算されている。これらの作業項目については人件費単価の安い運用技術者等で積算することを検討する必要がある。</p>	<p>【措置済（H18.5.10 通知）】 平成 17 年度からは、ウィンドウズ、一太郎、ロータス 1-2-3 等の O A ソフトの障害対応等、比較的容易な障害対応については情報システム課職員で対応することとし、ソフトウェアサポート（電子計算機の運用等）業務委託の作業項目から外すこととした。</p>
<p>4 - (2) - 1) - ① - c c. 特命随意契約理由について 情報系ネットワークウィルス対策サーバ等構築業務委託を特命随意契約とした理由は、「情報系ネットワークウィルス対策サーバ等の構築業務は、既存のネットワークのセキュリティ関連の変更を行うもので、その構築内容及び運用状況を熟知した当該構築業者以外では困難であるため」である。 しかし、ウィルス対策のシステム構築は、汎用のソフトウェア及びサーバを利用することができ、業務内容によっては、他のベンダー（システム開発業者）でも技術的に実施可能な業務もあると考えられる。今後、同様の業務について、特命随意契約によることを再検討する必要がある。</p>	<p>【その他（H20.7.3 通知）】 本案件に限らず特命随意契約を締結するにあたっては特命理由を慎重に検討し方針決定しており、本案件についても慎重に検討を行い当該構築業者以外の構築は困難と判断したものである。 今後もシステムに関する構築業務等の委託にあたっては、その時々 I T 技術、動向等を勘案しながら契約方式を慎重に判断していく。</p>
<p>Ⅱ - 4. 情報セキュリティ対策について (2) - 2) ① 情報システム及び情報資産を不正アクセス等から適切に保護するための技術的な対策について a. 開発用端末のユーザ I D は、人事発令をもとに決裁書を作成して登録されているが、パスワードが設定されていない。開発用端末は、ホストコンピュータの O S にログオンして本番データ等にアクセスしたり本番ジョブを実施することが可能であり、権限のない担当者によるオペレーショ</p>	<p>【措置済（H19.6.27 通知）】 パスワードの設定は平成 18 年度に実施した。</p>

<p>ン（なりすまし）やこれによる情報漏洩の危険性があるため、パスワードを設定すべきである。</p>	
<p>c. 開発用端末及び業務用端末について ユーザIDに対する権限設定（ライブラリやファイルへのアクセス権限設定）が行われていないため、職務権限（分掌）を越えた不正アクセスを事前に防止することが出来ない状況となっている。ユーザIDの業務別権限設定を行うことが必要である。</p>	<p>【措置済（H20.7.3通知）】 ユーザID毎の業務別権限設定を行った。</p>
<p>② アクセスログについて アクセスログが記録されていることにより、異常なアクセスがあった場合は遡って検証することができるが、現状では当該ログの定期的レビューが行われていない。より管理水準を高めるためには、パスワードの運用及びユーザIDの業務別権限設定を行った上で、適時にレビューを行い、異常なアクセスがないかを確認する必要がある。</p>	<p>【措置済（H20.7.3通知）】 業務別権限設定外のデータアクセスに対して、定期的なレビューを実施した。</p>
<p>⑤ ワークテープの管理 ワークテープは、作業室内に整理されていない状態で置かれており、何本あるのかも把握されていない。磁気テープの管理について、「情報システム化事務処理要領」に、「磁気テープ保環室に保存し、保存世代経過後は、ワークテープにする」と規定されているのみで、ワークテープをどのように管理すべきかが規定されていない。管理規定を整備し、定期的に棚卸を実施するなど、改善する必要がある。</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】 ワークテープの管理台帳を作成し、ワークテープの本数が確認できるように改善した。 また、ワークテープだけでなく、本番用テープ及び開発用テープを含む使用開始から廃棄までを管理する管理規定の整備及び磁気テープ台帳システムを整備した。</p>
<p>II-5. 電子計算機の賃貸借契約について ③ 電子計算機(オンライン端末機器等)の賃貸借契約 c. 特命随意契約理由について 電子計算機（オンライン端末機器等）の賃貸借契約を特命随意契約とした理由は、「昭和41年に電子計算機を導入した際に機種選定委員会で富士通株式会社製造の電</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】 富士通（株）製ではなく、他社製のウィンドウズパソコンでも利用可能なオンライン端末については、機種指定はせず機器仕様を指定した指名競争入札で調達することとし、平成17年12月の導入分から実施した。 サードベンダー製のエミュレータソフトについては、平成19年度導入分からオンライン</p>

子計算機を採用し、引続き同社製造の電子計算機を使用しており、今後他のメーカーの機種に変更した場合には、電子計算機の安定した稼働が維持できず、本市の行政運営に著しい支障が生じるおそれがあること」である。

しかしオンライン端末は、パソコンにエミュレータソフト（ホストコンピュータの端末として仮想的に動作させるためのソフトウェア）をインストールして動作させるものであり、富士通（株）製ではなく、他社製のウィンドウズパソコンでも利用可能であると考えられる。

また、エミュレータソフトも、サードベンダー製が存在し、利用することが可能である。特命随意契約とする必要性について再検討する必要がある。

業務の所管課の了承が得られる者については、富士通製と同等機能を有するサードベンダー製の導入を可能とすることとした。